

第36回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月29日(木) 午後3時30分から午後4時30分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(16名)

会長	2番	安原 義之			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	6番	市川 政一	7番 清水 輝男
	8番	霜鳥 勝範	9番	丸山 光浩	10番 高橋 敏明
	11番	生井 一広	12番	渡邊 春男	13番 内田 芳昭
	14番	丸山 嘉之	15番	竹内 則孝	17番 宮尾 俊一

4. 欠席委員

農業委員(1名) 16番 竹田 賢一

5. 提出議題

報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号	農地転用時事確認証明等報告について
報告第6号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第7号	農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第8号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第9号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第10号	農地法の適用を受けない事実確認について
議案第11号	農用地利用集積計画について
議案第12号	農業労賃及び農業用機械利用料金参考額の決定について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 西条 保 事務局次長 大沢光紀 係長 山口 修 主査 竹田 由之

7. 会議の概要

事務局 本日の出席委員を報告します。出席委員は、16名です。
それでは、安原会長、お願いします。

会 長 退任される委員の皆様方におかれましては最後の総会となります。任期は3月26日までとなりますので、あと1ヶ月ほどになりますがよろしくお願ひいたします。
本日、総会終了後の「その他事項」にて退任される委員の皆様からは一言ずつ退任のあいさつを頂戴できればと考えております。
それでは座らせていただき早速会議を進めたいと思います。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第36回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。11番の生井 一広委員、13番の内田 芳昭委員、よろしくお願ひします。
本日の議題は、報告事項が4件、議案が6件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願ひします。
まず、報告事項ですが、
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第7号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
以上、事務局より、報告事項4件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
1月に届出がありました合意解約は、14件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、5番と14番の「所有権移転」ですが、現在、所有権移転に向けた準備を進めているとのこと。
残り全ては「他の人に貸す」ですが、2番、8番、11番は、今月の総会議案第11号の利用権設定に上程しているものです。残りは来月以降の総会に上程される予定です。

次に3ページ、報告第5号 農地転用事実確認証明等報告について、です。
1月につきましては、農地転用事実確認が1件です。
内容についてですが、過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。
以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に4ページ、報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。
1月の届け出は、相続件数は14件、新たなあっせん希望はありませんでした。

次に5ページ、報告第7号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、です。
賃借料情報は、令和5年1月から令和5年12月までの間を契約初日とした新規賃貸借契約又は更新賃貸借契約を締結し、議決をいただいた農地についてまとめたものです。
賃借料情報の算出区分は、10aあたりの「田の現金支払い」、「田の現物支払い」、「畑の現金支払い」について算出しています。

事務局 まず、10aあたりの「田の現金支払い」についてです。
一覧表は、合併前の旧市町村のそのまた前の旧町村地域別に、圃場整備地と未整備地別に算出しております。
賃借料の算出は、急激な変動を緩和するために、前年の平均額に対して3割以上の高い額又は低い額のデータを除いたものを有効データとして算出した結果です。
平均額が空欄のものは、過去3年を超える期間、データがなく算出できない地区です。
平均額の金額が()書きのものは、昨年のデータがなく、平均額を算出できない地区のため、直近の3年以内に算出した平均額の額を()書きで記載しています。
次に、10aあたりの「田の現物支払い」と「畑の現金支払い」についてです。
2件ともに「田の現金支払い」に比べてデータ数も少ないことから、市内全域で集計しました。
以上、賃貸借情報の提供について説明をさせていただきましたが、あくまでも令和5年1年間に締結公告された賃貸借情報をまとめた参考資料であることや、その年ごとや地域ごとの事例のバラつきなどご承知おきいただきたいと思います。
なお、3月に賃貸料情報として参考賃貸料とともに裏表印刷して、全農家に配付する予定にしておりますことを申し添えます。

以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 報告第7号についてですが、圃場整備地と未整備地の違いは何ですか。

事務局 過去に事業としてほ場整備を行っているかどうかで判断しており、個人での整備については考慮していません。

委員 田んぼの状況については、水はけが悪いなど、市内各地で状況は異なります。賃借料の設定にあたってはそういった状況について考慮されているのですか。

事務局 考慮していません。あくまでも圃場整備地か、未整備地かで判断しています。

議長 他にありませんか。無いようですので、報告事項4件は、ご了承いただきたいと思います。

次に、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。今月の許可申請は、3件です。

1番については、申請地は、大字大谷地内、登記地目：田が1筆、360㎡、登記地目：畑が4筆、405㎡、田畑合計：5筆、登記地積合計：765㎡であります。

位置図は、資料No.3 12ページをご覧ください。

なお、申請地に1筆、登記地目が田の土地がありますが、譲受人は5筆ともに畑としての耕作管理を希望していて、譲受人は、妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者とい

事務局 うことで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、申請地に隣接する建物物件を購入することとなり、隣接する農地も取得するべく、今回の申請に至ったとのことでした。

栽培する作物は、自給自足で自家消費する程度の野菜、ナス、キュウリ、トウモロコシやリンゴなどの果樹を栽培していきたいとのこと、現段階では販売までは考えていないとのことでした。

申請者の農業経験はなく、少しずつ勉強しながら耕作していきたいとのことでした。

農業機械については、草刈機を購入予定で、トラクターは近所の方から借りられるし、その他必要な農具もそろっているとのことでした。

出席委員からは、畑としては広い面積なので、適切な耕作管理と、鳥獣対策を万全にして、早く集落の人たちと顔なじみになって、教えてもらいながら頑張ってもらいたい旨、要望されました。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、当地に住み続けたい意向を確認したことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として2月総会に議案を上程することで全員同意されたものです。

なお、申請地は登記地目が田ですが、譲受人は畑での耕作管理される土地で、申請地は、譲受人の自宅の隣接地で利便性の良いことから、市外在住で今後も耕作管理できない譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は、月岡1丁目地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：59㎡あります。

位置図は、資料No.4 13ページをご覧ください。

申請地は、譲受人の自宅や所有農地にも近く、利便性の良いことから、高齢となり今後も耕作管理できない譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に無償での贈与により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は、大字関川地内、登記地目：畑が2筆、登記地積：188㎡あります。

位置図は、資料No.5 14ページをご覧ください。

申請地は、自営業を営んでいる譲受人の事業所の近くで、利便性が良いことから、所有者死亡による相続財産清算人と協議したところ、このたび協議がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、3件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 担当委員の説明については、積雪により現地確認が実施できないことから、事務局の説明のみとします。

それでは、議案第7号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、許可することに決定しました。

次に、議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、7ページをご覧ください。

 今月の許可申請は、1件です。

 1番です。申請地は、大字葎生地内、登記地目：畑が1筆、登記地積40㎡です。

 位置図は、資料No.6 15ページをご覧ください。

 申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

 ただし、本案件は、追認案件であります。

 申請者は、このたび所有地である申請地を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

 それを受け、車庫・物置の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

 (始末書)

 本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代が自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

 以上、1件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第8号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委 員 始末書の内容で市町村合併前についての言及がありましたが、市では過去の状況や記録についてどのように把握、管理しているのでしょうか。

事務局 旧新井市では昭和30年代からの記録がありますが、合併前の町村につきましては保存文書がない状況です。

議 長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。

 これより、議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

 本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

 【「異議なし」の声あり】

 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、許可することに決定しました。

次に、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、8ページをご覧ください。

 今月の許可申請は、1件です。

事務局 1番です。
申請地は、大字乙吉地内、登記地目：畑が2筆、登記地積574㎡です。
位置図は、資料No.7 16ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。
申請者は、乙吉地内での整備を希望していたもので申請地は最適地と判断しました。
譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅1棟、カーポート1棟の整備を希望しています。

以上、1件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第9号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、許可することに決定しました。

次に、議案第10号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号 農地法の適用を受けない事実確認願については、9ページをご覧ください。
今月の確認願は、1件です。
申請地は、大字宮内地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計：2150㎡であります。
位置図は、資料No.8 17ページをご覧ください。

申請地につきましては、所有者は既にお亡くなりになられていて、引き継いでいた願人の夫も昨年他界され、財産相続するにあたり、財産について調べたところ、非農地化していることから確認願が提出されたものであります。

申請地は平成12年に所有者である夫の父が亡くなってからは、妙高市内在住の関係者がいなくなり、最低でも20年以上耕作放棄され、農地として耕作されず、周囲とともに原野化し、現在に至っている状況を確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境を確認し、所有者の状況からも、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第10号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第10号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、許可することに決定しました。

次に、議案第11号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第11号のうち、115番から129番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件です。最初に、115番から129番を除く1番から114番までの114件を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページ、議案第11号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、新規設定34件、再設定93件、所有権移転2件の合計129件です。

はじめに1番から114番について説明します。

1番から28番につきましては新規設定です。

契約内容は、賃貸借及び使用貸借となっております。

1番から8番につきましては農地中間管理事業による貸し付けです。

続きまして、24ページ29番から33ページ85番までと34ページ87番から37ページ114番までにつきましては、再設定です。

契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。

再設定ですので、特に問題はないと思われま。

戻りまして33ページ86番につきましては所有権移転です。

所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議案第4号のうち、1番から114番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 20番、22番の方や今月の報告第4号で報告のあった担い手の方は農業を辞めるのですか。

事務局 辞めるとの明言はされていませんが、遊休農地とならないよう、次の耕作者を探すと聞いています。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、1番から114番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号のうち、1番から114番までは、市長に要請することに決定しました。

続きまして、同じく議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、115番から117番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

<委員 退席 >

議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、115番から117番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 38ページ115番から117番につきましては、新規設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第11号のうち、115番から117番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、115番から117番について採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号のうち、115番から117番については、市長に要請することに決定しました。
それでは、委員の退席を解除します。

<委員 復席 >

続きまして、同じく議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、118番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

<委員 退席 >

議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、118番について上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 38ページ118番につきましては、新規設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第11号のうち、118番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、118番について採決します。お諮りします。

議 長 本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号のうち、118番については、市長に要請することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

<委員 復席 >

続きまして、同じく議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、119番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、119番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページ119番につきましては、再設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われま
す。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第11号のうち、119番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、119番について採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号のうち、119番については、市長に要請することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、120番から122番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

<委員 退席 >

議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、120番から122番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 39ページ120番121番につきましては、再設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われます。
122番につきましては、所有権移転です。
所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は無償
ですが双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第11号のうち、120番から122番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用
集積計画について、のうち、120番から122番について採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号のうち、120番から122番について
は市長に要請することに決定しました。
それでは、委員の退席を解除します。

<委員 復席 >

続きまして、同じく議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、123番か
ら125番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定によ
る「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

<委員 退席 >

事務局 議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、123番から125番について
上程します。事務局の説明をお願いします。

39ページ123番から125番につきましては、再設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第11号のうち、123番から125番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用
集積計画について、のうち、123番から125番について採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号のうち、123番から125番について

議 長 市長に要請することに決定しました。
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、126番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 40ページ126番につきましては、新規設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第11号のうち、126番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、126番について採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号のうち、126番については、市長に要請することに決定しました。

続きまして、同じく議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、127番と128番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、127番と128番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 40ページ127番128番につきましては、それぞれ新規設定及び再設定です。
契約内容は、いずれも使用賃貸となっております。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、議案第11号のうち、127番と128番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、127番から128番について採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号のうち、127番から128番については、市長に要請することに決定しました。

議 長 それでは、委員の退席を解除します。

＜ 委員 復席 ＞

続きまして、同じく議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、129番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

＜委員 退席＞

議案第11号 農用地利用集積計画につい、のうち、129番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 40ページ129番につきましては、再設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われま
す。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第11号のうち、129番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用集積計画について、のうち、129番について採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号のうち、129番については、市長に要請することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

＜委員 復席＞

次に、議案第12号 農作業労賃及び農業用機械利用料金参考額の決定について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第12号 農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定については41ページ、42ページをご覧ください。

先月の総会のその他事項で、検討部会での検討結果の報告と、算出の方法等について説明させていただき、2月9日までにご意見をいただきますようお願いしたところ、検討内容についてご意見がなかったことから、農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額については比較表、41ページのとおりとなります。

- 積算・比較した結果、参考額に変更が生じたものは、
- ・「田 耕うん」参考額 整備地・未整備地ともに100円増額
 - ・「畑 耕うん」参考額 100円増額
 - ・「代かき」参考額 整備地・未整備地ともに100円増額

事務局 ・「機械田植」「側条施肥機能付」参考額 整備地・未整備地ともに100円増額
・「稲刈取コンバイン」参考額 整備地・未整備地ともに100円増額
・「乾燥糶摺り」及び「色彩選別機付き」の参考額 60kg 当たり100円増額し、それ以外は、現状据置きとなりましたので、令和5年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額として提案いたします。

なお、議案として提案した内容を反映したものが 42ページの参考資料であり、3月25日のJAの定期配送により市内農家に配布周知し、4月1日から適用が開始されることとなります。

以上、令和6年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定について説明をさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第12号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第12号 農作業労賃及び農業用機械利用料金参考額の決定について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号については原案のとおり決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第36回妙高市農業委員会総会を閉会します。

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和6年3月27日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印